

学 会 費

(法 学 会)

名城大学法学会は、法学部の専任の教員・学生・大学院生等を会員とする団体です。

本会は会員の教育・研究活動の向上をはかり、法学研究の発展に貢献することを目的とし、講演会や研究会の開催、機関誌「名城法学」を発行（年4回）するほか、「記念論文集」、「名城大学法学叢書」、「名城法学論集」等を発行し、広く学会に寄与している団体です。また、資格等取得奨学金制度、スポーツ大会への援助等様々な制度を設けております。

会の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

名城大学法学会規約（抜粋）

(会 員)

第5条 本会は、普通会員、賛助会員により組織される。

②本学法学部専任教員（法律学・政治学担当）及び本学法学部・法学研究科学生を普通会員とする。

③普通会員は、別表の定めるところにより、会費を納めるものとする。

④次に掲げる者で別表の定める会費を納めた者を賛助会員とする。

1. 本学法学部特任・契約教員（法律学・政治学担当）
2. 本学法学部・法学研究科卒業生
3. 本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を経た者

別表（第5条関係）

普通会員（教員）	入会金 5,000 円	会費 年額 10,000 円
普通会員（学生）	入会金 5,000 円	会費 年額 7,000 円
賛助会員	入会金 5,000 円	会費 年額 10,000 円

(経 済 ・ 経 営 学 会)

名城大学経済・経営学会は、経済学部・経営学部の専任教員と大学院生・学生によって構成されています。本会は、社会科学・人文科学の研究を促進し、大学教育の進展に寄与することを目的としております。具体的には、講演会や研究会を開催するとともに、機関誌「名城論叢」および「経済・経営学会会報」をそれぞれ年4回発行し、これらを学生に無料配布するほか、学生のゼミナール活動の支援や卒業祝賀会への援助などを行っております。学会費は、これらの研究・教育活動を行うために必要な費用でありますので、ご理解のうえ入学時に納入していただきますようお願いいたします。

名城大学経済・経営学会会則（抜粋）

第4条 本会は下記の会員をもって組織する。

- 1 正会員……経済学部・経営学部の専任教員
- 2 普通会員……経済学部・経営学部の学生および大学院経済学研究科・経営学研究科の院生
- 3 特別会員……関係学部出身の名誉教授、退職者で希望する者および特に入会を承認された者

第6条 会員は別表に定める細則により、会費を納入しなければならない。

経済・経営学会会費細則

会費は下記の表による。

会員の種類		入会費	会 費
正	会 員	—	年2,500円
普通 会員	経 済 学 部	2,000円	年2,500円
	経 営 学 部	2,000円	年2,500円
	大 学 院	2,000円	年2,500円
特	別 会 員	—	年2,500円

※ 令和3年度入学者より入会費を廃止する。